

生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付について

厚生労働省は、10月25日付で令和元年台風第15号及び第19号により被災した世帯に向けて、緊急小口資金の貸付要件を緩和した特例貸付を実施することを通知しました。

埼玉県内在住で被災している世帯及び県外被災地で被災して埼玉県に避難し、当分の間居住し、連絡の取れる世帯に対して、被災者世帯の当座の生活費として緊急小口資金特例貸付をお貸し付けいたします。

1 対象となる地域

令和元年台風第15号及び第19号による災害により被災し、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、都道府県知事が設定した地域（下記により確認してください）。

(参照URL)http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特例貸付の内容

項目	内容
貸付対象	1の対象地域に居住し以下のいずれにも該当する世帯。 (1)当座の生活費を必要とする (2)今後、埼玉県内に当分の間（1か月程度以上を目安）居住する (3)継続的に連絡が取れることが見込まれる (4)本特例措置による貸付が必要と認められる
貸付限度額	<u>原則として10万円以内。</u> ただし、以下の特に必要と認められる場合は <u>20万円以内。</u> (1)世帯員の中に死亡者がいる (2)世帯員に要介護者がいる (3)世帯員が4人以上いる (4)その他、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社協会長がみとめるもの
据置期間	1年以内
償還期限	据置期間経過後2年以内